

## 自動車税の還付廃止と 自動車重量税の還付創設

**自** 動車税と自動車重量税が改正されています。

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対し1年分を課税します。納期は、毎年5月で、自動車税を完納していないと、車検証の更新ができないことになっています。

**自** 動車税は都道府県税ですから、県境を越える置き場所又は所有者の変更があった場合、従来は月割計算をして、各都道府県の税収を清算し、還付や再度の納付を要求していました。この点について、県境を越える自動車の転出入があっても、「その年度の末日にその転出入があったものとみなす」との改正がなされ、その結果月割計算は根拠がなくなり廃止されました。

**ま** た、所有者のナンバーが変わった場合の月割計算も廃止の改正がなされました。

残っている月割計算のケースは、その後抹消登録（廃車）の手続をした場合のみです。

この改正は平成18年4月1日以後の異動分から適用になります。

**こ** れに対し、自動車重量税には従来、月割計算による廃車還付の制度はありませんでしたが、この度これが創設されました。

**自** 動車重量税は、車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税です。新設の自動車重量税の廃車還付制度は、使用済みとなった自動車が「自動車リサイクル法」に基づいて適正に解体さ

れた場合に、その最終所有者が永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請すると、車検残存期間に応じた自動車重量税額の還付を受けることができる、というものです。

**自** 動車リサイクル法は本年1月1日から本格施行されています。同日以降販売されている新車については車両購入時に、同日以前に購入した車は最初の車検時までに、車検前に廃車する車は廃車時に、それぞれリサイクル料金の支払が求められます。リサイクル料金が支払われるリサイクル券が発行されます。

**自** 動車重量税の廃車還付制度は自動車リサイクル法とワンセットで、平成17年1月以降使用済みとしてリサイクル券を引渡すことになる自動車から適用になります。なお、車検残存期間が1ヶ月未満の場合には、還付を受けることができません。

7日立秋、  
23日处暑。  
中旬を過ぎると、朝夕は涼しくなり、漸く秋が忍び寄る気配がします。一息入れられるこの時期、じっくり自社の現状を見直し、反省点、改善策の検討をするには絶好のチャンスです。

8月、花火、浴衣。たこ焼きのお皿に二本以上の爪楊枝。これは二人用ではなく、一本ではくるっと回つて食べにくいので、いわばミニサイズのお箸です。



時は人間が消費しうる  
もつとも価値あるものなり

(ギリシャの哲学者 テオフラストス)

### 8月の税務メモ

#### (国 税)

- 7月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間（予定）申告
- 個人事業者の消費税中間申告

#### (地方税)

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○7月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 31日 | ○6月決算法人の確定申告      |
| "   | ○12月決算法人の中間（予定）申告 |
| "   | ○個人事業税の第1期分納付     |
| "   | ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 |
| "   | ○個人事業者の地方消費税中間申告  |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。